



世帯主の死亡について

問 世帯主（夫）及び世帯員妻、長男、長女）を構成員とする被保護世帯がありましたが、最近、世帯主が死亡しました。世帯主には、死亡時において、サラ金業者から相当額の借金があるようです。今後、保護はどのようなものでしょうか。また、被保護世帯に対し、どのような手続をとるよう指示したらよいか説明してください。

答 一 世帯主の死亡後の保護の取扱いについて

生活保護法に基づく保護は、世帯単位原則（生活保護法第一〇

条）により行われています。したがって、被保護世帯の世帯主が死亡したとしても、当該世帯についての保護は継続して行われることになり、新たな世帯主について改めて保護開始決定処分をする必要はありません。

この場合、世帯主の変更（通常は、妻が新たな世帯主になるでしょうが、当該世帯の事情によっては、その他の者が世帯主になることも考えられます。）及び被保護世帯の人員の減少に伴う扶助費の減額変更を旨とする保護変更決定処分をすることになります。

二 世帯主死亡後の手続について

1 相続制度の概要

人が死亡したときには、相続が開始します（民法第八八二条）。相続人の範囲は、民法第八八七条、第八八九条により規定されていますが、本件の場合には、妻、長男及び長女が相続人となります（ただし、旧世帯主たる夫に、被保護世帯外に長男及び長女以外の子がいないことが前提となります）。そして、相続人の相続分は民法第九〇〇条ないし第九〇四条の二により決められますが、本件の場合、旧世帯主たる夫の遺言（民法第九〇二条）、特別受益（民法第九〇三条、第九〇四条）及び寄与分（民法第九〇五条）の問題がないとすれば、妻が二分の一、長男及び長女がそれぞれ四分の一となります。

ところで、相続人は、相続開始の時（被相続人（死亡者）の死亡時）から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継すること（原則です（民法第八九六条））。ですから、相続人は、被相続人の有した土地や建物のような不動産から家具や書物のような動産までのプラスの財産を承継すること（もちろんですが、本件のように被相続人が債務（借金等）を負担しているればこれも承継する（つまり、相続分に応じて当該債務を弁済すべきことになる））になります。したがって、右の原則によれば、本件では、旧世帯主たる夫のサラ金業者に対する借金についても、妻が二分の一、長男及び長女がそ

れぞれ四分の一の割合で相続をし、その割合分の金額を返済しなければならぬこととなります。しかしながら、右の原則には例外があります。相続の放棄（民法第九三八条）と相続の限定承認（民法第九二二条）がこれに当たります。

2 相続の放棄

相続の放棄とは、被相続人の負債の額がプラスの財産を超えることが明らかな場合等に相続をすることをやめることをいいます。相続人が相続の放棄をするには、相続の開始があったこと（被相続人が死亡したこと）を知った時から原則として三か月以内にその旨を家庭裁判所に申述しなければなりません（民法第九一五条）。この場合、相続を放棄した者は、その相続に関して当初から相続人でなかったものとして取り扱われます（民法第九三九条）。本件でいえば、妻のみが相続を放棄したとすれば、長男及び長女がそれぞれ二分の一ずつ相続することになります。相続を放棄する際に注意すべきことは、相続人はこれにより被

相続人のすべての権利を相続することができなくなるため、例えば、本件で被保護世帯が旧世帯主たる夫が締結した賃貸借契約により建物に居住していた場合には、残された世帯員は当該建物の賃借権を相続することができなくなるため当然には当該建物に居住を続けることができなくなり、賃貸人（家主）との間で新たに賃貸借契約を締結する必要があります。

3 相続の限定承認

相続の限定承認とは、被相続人のプラスの財産の限度で被相続人の負債を弁済することを条件として相続をすること（民法第九四〇条）をいいます。例えば、本件でいえば、旧世帯主たる夫のプラスの財産の価値が金一〇〇万円であり、借金の額が金二〇〇万円であれば、残された世帯員が限定承認をした場合、妻が金五〇万円、長男及び長女がそれぞれ金二五万円ずつ借金を相続することになります。この方法は、被相続人の負債の額がプラスの財産を超えるか否かが明らかでない場合にとられることが多いようです。限定承認をしようとする場合は、

相続の開始があったこと（被相続人が死亡したこと）を知った時から三か月以内に、共同相続人が全員で共同してその旨を家庭裁判所に申述しなければなりません（民法第九二三条、第九二四条）。したがって、本件でいえば、妻、長男及び長女が全員でしなければならぬこととなります。

4 小括

相続に関する法律上の主要な問題の説明は以上のとおりですが、ケースワーカーとしては、旧世帯主たる夫の有したプラスの財産と負債の額を調査した上で相続放棄等の期間に遅れることがないよう対処する必要があります。

なお、被相続人が相続放棄をしなかった場合には、被相続人の間で遺産分割の問題が発生しますが、遺産分割の手続については、本誌平成三年八月号本欄に掲載されていますので、当該箇所を参照してください。

三 相続以外の法律上の問題

本件のような事例の場合、旧世帯主の借金について、相続の放棄

又は限定承認にかかわらず、妻がサラ金業者に自己固有の債務として返済義務を負っている場合があるりますので、注意が必要です。

すなわち、民法第七六一条は、夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と契約をしたときは、他の一方は、これにより生じた債務について、連帯してこれを履行する責任がある旨規定しています。したがって、本件でいえば、旧世帯主たる夫のサラ金業者に対する借金が日常の衣食住に充てる費用を都合するための少額のものであれば、妻は、相続の有無にかかわらずこれを返済すべき責任があり、当該借金が旧世帯主がギャンブルに充てる費用を都合するための多額のものである場合は、妻は返済責任を負わないこと（ならうかと考えられます。ただし、この点は、法律的に複雑な解釈問題を含み、具体的事案については必ずしも明確な結論が出にくい場合も多いと思われるので、専門家の意見を聴いて対処すべき場合も多いでしょう。